

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年11月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 評議員会の開催に当たっては評議員の出席ができるよう日程調整を適切に行うこと。
- ・ 寄附物品は、原則として寄附金と同様に取り扱い適切に処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を続けて2回欠席している評議員があった。</p> <p>については、評議員会の開催に当たっては評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないよう、欠席の続く評議員は適切な者への改選を検討すること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の口頭指摘をしており、その際、貴法人は「現在も十分な期間をもって調整を行っているが、今後もできる限り日程の調整を行い出席率の向上に努める。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>開催に当たり、事前に予定を伺うことで調整を行ってきたところであるが、予期できない理由(新型コロナウイルス感染等の影響)等により欠席が続いてしまった。評議員の選出区分においては、本協議会の組織の性格に鑑み、各方面の幅広い意見を反映し、地域社会の総意をもって事業を進めていくこととし、引き続き欠席者が続くことのないよう、より一層の日程調整を行い、出席率の向上に努めることとする。</p>
2	<p>令和3年6月2日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていることが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により、同意の事実を残すこととする。</p>
3	<p>会長(常務理事を置く場合は常務理事を含む。以下同じ。)は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況についての報告(以下「業務執行報告」という。)を理事会に行うべきところ、業務執行報告を行った理事会の間隔が4月を超えていなかった(令和3年12月24日理事会及び令和4年3月</p>	<p>報告そのものは行っていたところであるが、理事会開催日を報告の基準日として捉えていなかったため、4月を超える間隔で報告がなされていなかった。現実に開催された理事会での報告を基準日とし、適正な間隔を</p>

	<p>11日理事会にて業務執行報告を実施。)</p> <p>ついては、会長は、定款の規定に基づき適切な間隔で業務執行報告を行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「今後定款に基づき、適正な執行状況の報告を行う。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>おって、業務執行報告は、理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないので留意すること。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用する一般法人法第98条) (法第45条の16第3項)(定款第21条第5項)</p>	<p>もって報告を行うこととする。</p>
4	<p>寄附物品は、即日消費されるもの又は社会通念上寄附金として取り扱うことが不適当なものを除き、取得時の時価により経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上すべきところ、現金寄附(香典返し寄附)と同時にされた現物による寄附(紙おむつ、介護用品、衣類等)につき計上すべきかどうかの判断が適切に行われていなかった。</p> <p>ついては、寄附物品を受け入れた場合も、寄附金の場合と同様に、寄附者、寄附金額及び寄附目的等を記載した寄附申込書等の関係書類を整え、会長の承認を受けた上で、適切な処理を行うとともに、寄附金として取り扱うことが不適当であると判断した場合は、その判断の理由を記録に残すこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人は「今後経理規程に基づき、寄附者が記入した寄附申込書等に基づき寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた社の承認を受けるとともに、適切な会計処理を行う。」旨の回答をしているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項9)(経理規程第26条)</p>	<p>現物による寄附(紙おむつ、介護用品、衣類等)については、経理計上すべきかどうかの判断が十分に行われていなかった。寄附金と同様に適切な処理を行うとともに、経理計上すべきかどうかの判断記録を残すこととする。</p>